

Ⅱ ① 交渉会派の基準について

検討趣旨	所属議員5人以上としている交渉会派の基準について見直すのかどうか検討する。
現 状	現在、交渉会派については、所属議員5人以上としており、市会運営委員会については交渉会派から委員を選出して構成している。また、本会議における代表質疑（質問）については、交渉会派により行っており、予決算特別委員会における質疑時間の延長については、これまでは交渉会派にのみ認めていた。
根拠法令	【京都市会会議規則】 第12条 議員は、その所属党会派を議長に届け出なければならない。所属党会派を変更したときもまた同様とする。 【市会運営委員会要綱】 1 議員が会派を結成した場合は、その名称及び所属議員を議長に届け出るものとする。 2 市会各会派の連絡交渉その他議事運営のため、所属議員5人以上の会派から委員を選出し、市会運営委員会を組織する。
論 点	①交渉会派の基準を見直すのかどうか。 ②見直す場合は、何名にするのか。 ③交渉会派と非交渉会派の取扱いの違い（代表質問の実施、予決算特別委員会における質疑時間の延長等）を見直すのかどうか。
参 考	【京都市会会議規則における人数要件】 ・1人以上 議案の提出（意見書、決議など）（13条）、動議（修正、懲罰を除く）（15条） ・5人以上 先決動議の措置に対する異議（17条）、一括議題に対する異議（35条）、表決の異議（81条2項、87条2項）、投票表決の要求（82条1項）、表決の順序の異議（88条2項） 【他都市の状況】 ・交渉会派となり得る最少の人数 5人：仙台市、さいたま市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、北九州市（9都市） 4人：千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、福岡市（5都市） 3人：札幌市、川崎市、相模原市、堺市、広島市（5都市）